

【経済産業省】

経済産業研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【調査研究業務】 政策担当者が参加した学術的な研究や当該担当者の政策立案能力向上に寄与する研究といった他の研究機関と比べて優位性を有する研究に重点化する。 統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報が入手できるようになりつつあることもかんがみ、平成19年度中に廃止する。 データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 計量分析・データ室を廃止する。 他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】 大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。 競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。</p>
工業所有権情報・研修館	事務及び事業の見直し
	<p>【工業所有権情報関連業務】 特許庁で構築中の新業務システムの運用開始（平成22年度及び平成25年度予定）に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。 【工業所有権情報流通業務】 平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業（実務編）を廃止する。 【人材育成業務】 民間事業者向け研修業務の一部について、民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】 地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。</p>

	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法人職員等を対象とした知的財産権研修及び知的財産権政策研修を有料化する。</p>
日本貿易保険	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【貿易保険業務】 経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】 関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命（ミッション）の明確化】 科学技術政策において産業技術総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、産業技術総合研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【国民の広汎な意見の反映】 科学技術と一般社会を繋ぐサイエンスカフェや出前講座等の対話型活動の強化を行い、国民の広範な意見を研究活動に取り入れる。</p> <p>【中小企業人材育成事業】 平成19年度限りで廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。</p>

	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】 関西センター大阪扇町サイトは平成20年度、中国センターは平成21年度、直方サイトは平成19年度に売却の方向で検討する。</p> <p>【自己収入の増大】 受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IPインテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。</p> <p>【業務運営体制の整備】 危険物病原体等の管理を適切に実施するため、コンプライアンスを徹底させるための体制整備を実施する。 新たに研究テーマデータベースを構築し、研究テーマに関する情報の一元管理の整備を構築する。 研究開発独法にふさわしい管理会計の在り方を検討し、研究所の自律的な運営や効率化等に資する財務会計情報の充実を図る。</p>
<p>製品評価技術基盤機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生活安全分野】 内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p> <p>【化学物質安全管理分野】 化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作業について、今中期期間中に外部委託を実施する。</p> <p>【計量・標準分野】 外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】 現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p>

	<p>【業務運営体制の見直し】 累次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。 製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。</p>
新エネルギー・産業 技術総合開発機構	事務及び事業の見直し
	<p>【研究開発業務】 次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行う。 企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。</p> <p>【基盤技術研究促進事業】 次期中期目標期間中に事業の廃止を含めた検討を行うとともに、研究委託先等への現地調査の励行や必要に応じ売上げ等の納付態勢の実施の取組により資金回収の徹底を図る。</p> <p>【産業技術フェロシップ事業】 フェロシップ終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、当該結果を公表する。</p> <p>【新エネルギー・省エネルギー導入普及業務】 すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しいメニューを廃止するとともに、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについて、必ず終期を設定する。</p> <p>【京都メカニズムクレジット取得関連業務】 計画的にクレジットを取得するとともに、国の財政支出の効率化の観点から、取得に係る予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実なクレジットの取得に努める。 毎年度のクレジット取得量及び取得コストの実績について排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 事務事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門の連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
<p>【保有資産の見直し】 鳥飼敷地、福岡地行敷地、祖師谷宿舍、桜新町倉庫は、平成22年度を</p>	

	<p>目途に、太宰府敷地、筑紫野敷地、研究施設については次期中期目標期間中に売却等を行う。</p> <p>白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。</p>
<p>日本貿易振興機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【対日投資拡大業務】 地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する。 外資系企業意識調査事業、Invest Japanニュースレター事業について、廃止する。対日投資ハンドブック発行事業について、民営化する。外国企業誘致担当者育成事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【我が国中小企業等の国際ビジネス支援業務】 見本市・イベント研究会開催事業について、廃止する。国際インターンシップ支援事業について、民営化する。見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運營業務について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【開発途上国との貿易拡大業務】 ASEAN・インド物流円滑化支援事業について、廃止する。環境関連ミッション受入事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【調査・研究等業務】 日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業について、廃止する。ビジネス日本語能力テスト事業について、民営化する。ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運營業務について、官民競争入札を導入する。 アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする。 海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする。 国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】 FAZ支援センター(大阪りんくう)について、平成22年度内に売却する。 職員宿舍について、平成22年度までに集約化を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p>

	自治体や企業・業界団体等からの受託事業を拡大するとともに、有料サービスメニューの拡大により国以外からの収入を拡大し、国への財政依存度を低減させる。
原子力安全基盤機構	事務及び事業の見直し
	<p>【燃料及び炉心安全性確認試験】 国内加工MOX燃料特性試験を平成20年度から廃止する。</p> <p>【核燃料施設検査技術等整備事業】 再処理施設におけるリスク評価手順整備のためのPSAの予備解析数を平成20年度から縮小する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 事業の重点化と効率化を図るため、当該法人に係る重点課題等に対する第三者の意見等を聴取し、その結果を踏まえ、平成20年度に大幅な組織再編を行うこととする。 新検査制度等による業務量の増加等に対しては、効率的な人員の運用（配置）により対応するものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【情報公開】 寄せられた意見・問い合わせを担当部署に迅速に回し、速やかに対応を検討するとともに、必要に応じ差し出し者に対し速やかにかつ的確に回答する。</p> <p>【業務運営体制の見直し】 現在の各種研修制度の充実強化に努めるとともに、新規学卒者・ポスドク等の採用の強化を図る。</p>
情報処理推進機構	事務及び事業の見直し
	<p>【ソフトウェア開発業務】 オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業につき、平成19年度で廃止するものとする。 中小企業経営革新ベンチャー支援事業は、平成21年度で終了するものとする。 オープンソフトウェア利用促進事業は、平成22年度で終了するものとする。</p> <p>【情報処理技術者試験業務】 情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、次期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し

	<p>【支部・事業所等の見直し】 民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、次期中期目標期間中に支部を全廃するものとする。</p>
石油天然ガス・金属 鉱物資源機構	事務及び事業の見直し
	<p>【国家備蓄基地管理業務】 国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1カ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札（公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む）を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参入が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示する。また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。</p> <p>【鉱害防止対策業務】 旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【保有資産の売却】 箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方向で交渉するものとする。職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。</p>
中小企業基盤整備機構	事務及び事業の見直し
	<p>【経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業】 都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という）の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化する。</p> <p>【ビジネスマッチング事業】 地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化する。</p> <p>【インキュベーション施設の整備事業】 地域支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中心市街地の活性化に関する法律に基づき整備する。</p> <p>【中小企業大学の研修事業】 次期中期目標期間中に大学各校の企業向け研修について、官民競争入札等を導入する。</p>

【戦略的基盤技術高度化支援事業】

平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。

【小規模企業共済事業】

次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。

【中小企業倒産防止共済事業】

目標を設定し、貸付債権の回収率の向上を図るものとする。

組織の見直し

【組織体制の整備】

次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込む。

運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。

試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。

インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。

工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。

虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める。

【自己収入の増大】

中小企業等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について適切な受益者負担に向けて見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。